

第2回 WT 指摘事項への対応案（WT 終了後の事務局再考案）

意見内容	とりまとめの方向性（事務局案）
指摘 1：「動物行動学」と「動物生活環境学」の整理について（6頁、28頁） ・「動物行動学」の時間数 30 時間は少なすぎる。（水越委員） ・「動物行動学」と「動物生活環境学」は内容に重複感があり、再考・精査すべきではないか。（水越委員） ・「動物生活環境学」及び「ペット関連産業概論」については、学校が到達目標を理解できるよう、記載の簡略化等、再考が必要ではないか。（水越委員）	・認定動物看護師コアカリキュラムでの「動物行動学」の時間数も 30 時間であるため、基礎動物学としての「動物行動学」の時間数は維持し、行動学に基づく実践的・応用的な事項については、「適正飼養指導論」等の各科目の中で履修してはどうか（具体的には次項に記載）。 ・「動物行動学」の「6. 行動治療と予防」の「4）問題行動予防のため～」のうち、飼養方法に関する記載は、「適正飼養指導論」の「2. 適正飼養の推進」の4）として新たに移転してはどうか。また、環境整備に関する記載は、「動物生活環境学」の「1. ペット共生住宅」を「1. 飼育環境整備」と修正した上で、必要な追記を行うこととしてはどうか。また、これらに伴い、「6. 行動治療」としてはどうか（「と予防」を削除）。 ・「動物行動学」の「6. 行動治療と予防」の「5）動物病院で行う子犬や子猫の社会化教室～」の記載は、「動物生活環境学」の「4. ペットの教育・訓練施設」の1）に統合してはどうか。 ＜動物生活環境学＞ ・「1. ペット共生住宅」を「1. 飼育環境整備」と修正した上で（再掲）、記載を統合・簡略化してはどうか。 ・「2. ペットツーリズム関連施設、ドッグラン」の6）は、「その他、人と共に環境を共有するサービスについて理解する」とあり、この記載では到達目標の理解は困難であることから、削除してはどうか。

・「動物生活環境学」の中の「設計」に関する記述は、建築士的な要素も想起され到達目標として位置づけるのは不安である。(青木委員)	<ペット関連産業概論> ・「1. ペット関連産業における職業倫理（行動倫理を含む）」の3）を削除し、2）に統合してはどうか。 ・「3. 各ペット関連産業の現状と課題」の2）～9）を1）に統合してはどうか。 ・「4. 動物取扱業」の3）～6）を削除し、記載を簡略化してはどうか。 ・「5. ペットの後見制度」は、新規性の高い分野であり、履修内容とするには成熟度が低いため、削除してはどうか。 ・「設計」を「環境整備」という文言に修正してはどうか。
指摘2：東海林委員追加指摘事項 ・「比較動物学」について、愛玩動物についての学修をする前に、当該科目を履修する可能性が高い。愛玩動物についても一定程度は触れるべき。 (9頁) ・「動物愛護・適正飼養法規」について、動物愛護管理法は単なる規制等を知識として知るだけの法律ではなく、動物愛護・適正飼養の基本的な考え方や社会規範を知る糸口、自分の行動や考え方を形成するための基盤教育として重要なもの。他の法律の学修とは性格が異なるものであることから、概要について理解するだけでは不十分。これを充実するとともに、単位時間数を増やすべき。	・「1. 動物の種類及び特性」に「1）愛玩動物、産業動物、実験動物、展示動物等～」とあり、既に愛玩動物に触れる案となっている。 ・法規に関する履修は必要最低限とし、当該時間に学びきれない各法規に関連する知識は、他の実学的な分野において関連付けながら学ぶことが適切と考えるため、単位時間数は15時間のままとしてはどうか。

・「動物医療コミュニケーション」について、セカンドオピニオン、二次診療や高度医療の体制、専門医制度についても学修した方が望ましいのではないか。 ・「愛護・適正飼養学」について、「エキゾチック動物（2か所）」とあるが、ウサギなどはエキゾチック動物にならないのではないか。「小動物（犬猫・愛玩鳥以外）」という表現の方が妥当。 ・「人と動物の関係学」について、「2 人間の福祉と愛玩動物の関わり」中の3）であるが、高齢者だけに限定するのではなく、まず、子供の情操教育なども含めて一般的なことについても学修すべき。 ・「適正飼養指導論」について、動物愛護・適正飼養の分野では、特に「官民共同による活動」が重視されている（動物愛護管理基本指針にもあり。また、動物愛護推進員制度もこの考え方のもとに創設されたもの）。 「2 適正飼養の推進」のところで、公益法人を含む民間団体の活動やボランティア活動の概要についても学修すべき。 ・「動物愛護・適正飼養実習」について、「1 動物の基本的な扱い」の3）の散歩や運動であるが、「ふれあい（または遊び）」も対象にすべき。 （愛護・適正飼養学の「4 動物の基本的な扱い」も同じ）	・二次診療や高度医療の体制は、動物看護学概論（12頁）の到達目標に含まれている。セカンドオピニオンについては、御指摘を踏まえ、動物看護学概論の2の3）に追記した。専門医制度については、獣医療分野で確立したものではないことから、追記しないこととする。 ・動物診療施設におけるエキゾチック動物の代表例としては、ウサギ・フェレット・ハムスターなどが挙げられるため、元の表現のままとしてはどうか。 ・ご指摘を踏まえ、3）について「愛玩動物が子供や高齢者に与える」と修正した。また、趣旨の明確化のため、その後ろの「加齢」を「人間の加齢」と修正した。 ・ご指摘を踏まえ、「2. 適正飼養の推進」の1）の中にある「活動」を「活動（民間団体等によるものを含む）」に修正した。（27頁）。 ・ご指摘を踏まえ、修正した。（25頁、34頁）
---	---

指摘３：「動物生活環境学」及び「ペット関連産業概論」の時間数について ・それぞれ、30 時間であるところを 15 時間にすべきではないか。（水越委員）	・愛玩動物看護師法の制定の意義の一つに、愛護・適正飼養分野が愛玩動物看護師の業務として明確に法律に位置付けられたことがある。当該分野は、ペット飼育に関する国民のニーズを見ても、今後も多角化かつ深化すると予想される分野であり、業界のフロントでジェネラリストとして活躍する人材を育成するために必要な履修を行うため、法律の趣旨や未来志向の観点に立ち、30 時間を維持してはどうか。
指摘４：石岡委員 WT 時指摘事項 ・「動物栄養学」の「１．基礎栄養」の４）食生活と摂食行動を理解し、健康にとっての食の持つ意味について理解する（事務局注：「３．フードと栄養指導」から移動） ↓以下のとおり修正すべき。 ４）健康維持における、栄養の持つ意味について理解する ・「動物栄養学」の「４．疾患と栄養」の１）さまざまな疾患（食物アレルギー、消化器疾患、腎疾患、内分泌疾患等）時の食事療法について理解する ↓以下のとおり修正すべき。 １）さまざまな疾患時の食事療法について理解する ・「動物外科看護学」の概要部分：外科診療の補助に必要な基礎知識を学び、術前準備から術中補助、術後管理までの流れを系統的に理解し、安全な手術の実施に必要な知識を修得する。） ↓以下のとおり修正すべき。 外科診療の補助に必要な基礎知識を学び、術前準備から術中補助、術後	・ご指摘を踏まえ、修正した。（７頁） ・ご指摘を踏まえ、修正した。（８頁） ・ご指摘を踏まえ、修正した。（１９頁）

管理までの周術期の流れを系統的に理解し、安全な手術の実施に必要な知識を修得する。 (これに伴って 2-1 を削除、以下繰り上げ) ・履修科目表(資料 1-2)について、回数を規定すると制約があるため、時間数だけ規定すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、「愛玩動物看護師コアカリキュラム」表の「単位時間」と「回数」の列を削除した。
指摘 5：水越委員 WT 時指摘事項(指摘 1・3 以外) ・「高齢性認知機能低下」は「高齢性認知機能不全」に修正すべきではないか。 ・「動物臨床看護学総論」の「3. 動物看護業務」の 5)にある「認知障害」は「動物行動学」にその要素は入っているため、重複を排除すべき。	・ご指摘を踏まえ、資料を修正した。(7 頁) ・ご指摘を踏まえ、資料を修正した。(20 頁)
文言修正：「気管内挿管」の文言について ・「気管挿管」に修正すべきではないか。(西村座長)	・ご指摘を踏まえ、資料を修正した。(20 頁、33 頁)
文言修正：「トリミング」の文言について ・全て「グルーミング」に文言を統一すべきではないか。(本田委員)	・ご指摘を踏まえ、資料を修正した。(25 頁に 2カ所)
文言修正：「播種性血管内凝血(DIC)」について ・「播種性血管内凝固」に修正すべきではないか。(石岡委員)	・ご指摘を踏まえ、資料を修正した。(19 頁)
文言追加：「シェルターメディスン」について ・事務局気付き	・「動物生活環境学」の「3. 保護収容施設 1)」に「シェルターメディスン」を追加した(28 頁)
文言修正：「犬・猫の取引」の文言について ・事務局気付き	・「犬・猫の引取り」に修正した。(28 頁)